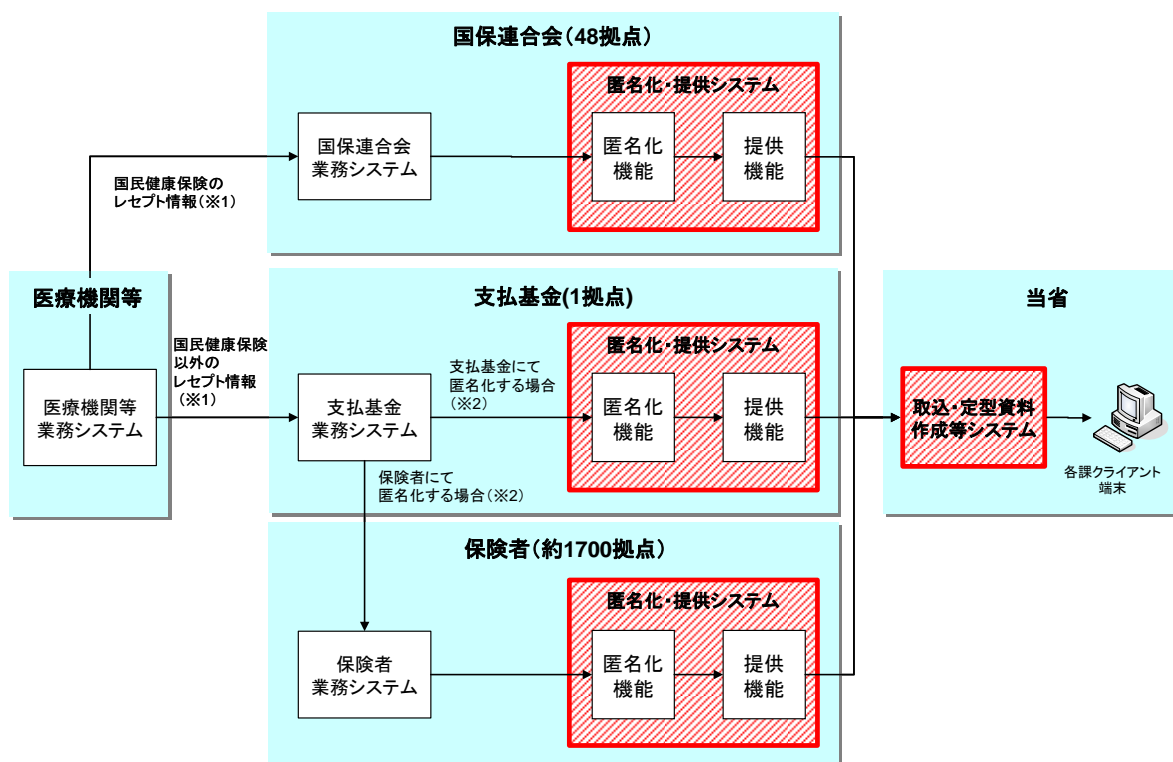


### (3) 国保連合会業務システム

国保連合会において、レセプト情報及び健診・保健指導情報の審査支払業務を行うシステム。各都道府県と国保中央会が存在する為、48箇所である。

### (4) 保険者業務システム

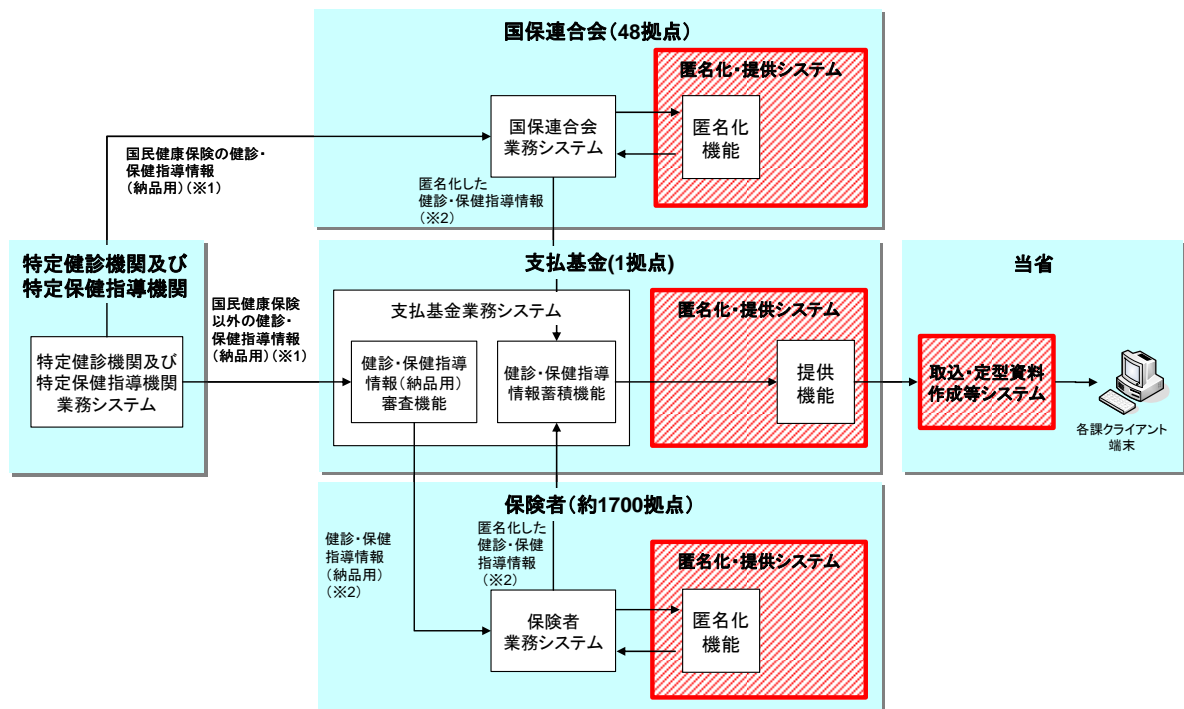
保険者がレセプト情報及び健診・保健指導情報に基づいて医療費の支払業務を行うシステム。なお、匿名化・提供システムのソフトウェアを導入する保険者数は1700拠点程度を想定している。



(※1) 国民健康保険に加入している被保険者のレセプト情報は医療機関等から国保連合会に送付され、それ以外のレセプト情報は支払基金に送付される。

(※2) 保険者がレセプト情報の匿名化を自ら実施することを希望した場合は、保険者が匿名化を行い、当省に提出する。支払基金での匿名化を希望した場合は、支払基金が匿名化を行い、当省に提出する。

図3-1 本システム全体図（レセプト情報の流れ）



- (※1) 国民健康保険に加入している被保険者の健診・保健指導情報（納品用）は特定健診機関及び特定保健指導機関から国保連合会に送付され、それ以外の健診・保健指導情報（納品用）は支払基金に送付される。
- (※2) 国保連合会及び保険者が健診・保健指導情報（納品用）を健診・保健指導情報に変換し、匿名化した後に支払基金に送付し、支払基金が当省に提出する。

図3-2 本システム全体図 (健診・保健指導情報の流れ)

### 3.3 運用体制と役割

想定される運用・機器等保守業務の体制と主な役割分担を以下に示す。受託者は、本システムの安定した稼働等のために必要となる業務、例えば障害対応において、本システム保守業者及び担当職員に連絡するとともに必要な対応を行い、その結果についても把握する等、運用管理の目的を達成し、その達成を常態とするために担当職員及び本システム保守業者と適切に連携すること。

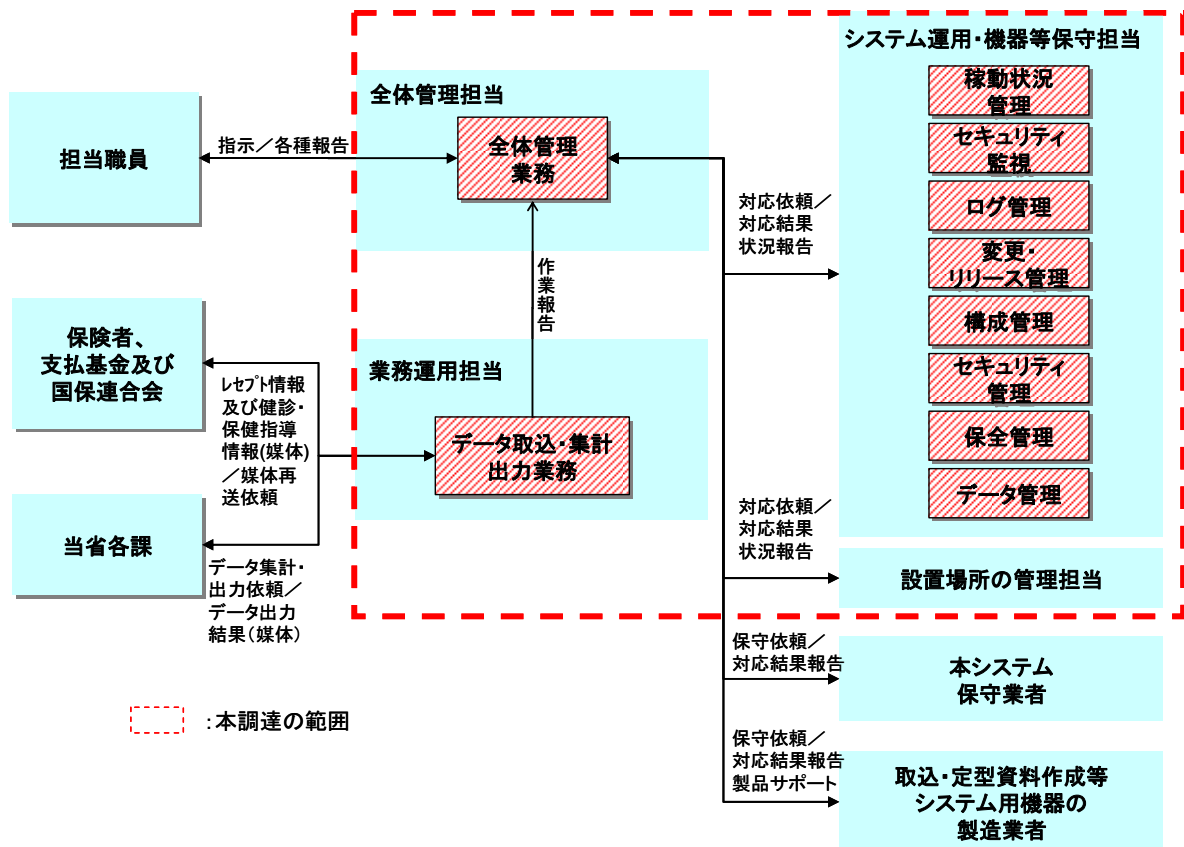


図 3-3 運用・機器等保守体制

### 3.4 スケジュール

「図 3-4 本システム運用・機器等保守のスケジュール」に、本調達のスケジュールを示す。なお、本システムの開発及び取込・定型資料作成等システム用機器の構築スケジュールについては、「レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）の開発に関する入札仕様書」3.3 スケジュール、「レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）に係る取込・定型資料作成等システム用機器の構築に係る入札仕様書（案）」3.3 スケジュールを参照すること。

|              | 平成20年度        | 平成21年度～平成25年度   | 平成26年度          |
|--------------|---------------|-----------------|-----------------|
|              | 3月            | 平成21年4月～平成26年3月 | 平成26年4月～        |
| <b>設置場所</b>  | 設置場所の提供       |                 | 設置場所の提供         |
| <b>運用・保守</b> | 運用・機器等保守業務引継ぎ | 運用・機器等保守業務      | 翌年度受託者の運用・機器等保守 |
|              |               | 移設              |                 |
|              |               | 翌年度受託者への引継ぎ     |                 |

注)                      は本仕様書の調達範囲

図 3-4 本システム運用・機器等保守のスケジュール

#### 4. 調達概要

##### 4.1 調達件名

レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）に係る取込・定型資料作成等システム運用・機器等保守業務一式

##### 4.2 調達内容

###### 4.2.1 役務

本仕様書の調達範囲は、レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）に係る取込・定型資料作成等システム運用・機器等保守業務一式である。受託者は、平成21年4月1日から当省が実施するレセプト情報及び健診・保健指導情報の収集・分析等の業務を円滑に実施できるよう、役務を実施すること。

###### 4.2.2 設置場所

受託者は落札決定日から契約完了日までの間、取込・定型資料作成等システム用機器の設置場所を提供すること。設置場所の要件については、本仕様書別紙7「設置場所に関する要件」を参照し、受託者は設置場所で取込・定型資料作成等システムの運用・機器等保守業務を実施すること。

##### 4.3 調達範囲

###### 4.3.1 本業務の責任分界点

本調達における責任範囲は「図 4-1 本システムの責任分界点」に示すとおり、取込・定型資料作成等システム用ソフトウェアの業務運用、インストール/リリース管理、取込・定型資料作成等システム運用・機器等保守及び設置場所の提供までとする。